

その他特例措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県保健師助産師看護師等修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還免除もしくは返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	病院事業庁 県立病院経営室	059-224-2348
三重県医師修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還免除もしくは返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	健康福祉部 医療政策室	059-224-2326
心身障害者扶養共済制度掛金の減免措置	台風12号による被災により、家屋に多大な被害を受けた方に対し、次の基準により掛金の減額免除を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。 【対象災害】 ① 床上浸水の場合 ② 住宅の屋根外壁内壁等の30%以上の損失もしくは滅失 【減額免除の内容】 平成23年10月分から平成24年6月分までの間における掛金について100分の50に相当する額を免除 【その他】 申請期限は当該事由の発生した日から60日を経過した日	健康福祉部 障害福祉室	059-224-2274
林業・木材産業改善資金	台風12号による被災により、死亡、負傷、又は施設被害を受けた方に対し、償還猶予(原則1年以内)を行います。 ※被災(り災)証明書等の提出が必要になります。	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
木材産業等高度化推進資金	台風12号による被災により、死亡、負傷、又は施設被害を受けた方に対し、償還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書等の提出が必要になります。 ※各金融機関において個別に相談対応を行います。	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
特別相談窓口の設置	金融経営室内(Tel.059-224-2447)、三重県信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び産業支援センターに被災中小企業等特別相談窓口を設置	農水商工部 金融経営室	059-224-2447

その他特例措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県中小企業 融資制度返済条 件の緩和措置	<p>県単融資制度を利用している被災中小企業者に対して、償還条件の緩和措置を実施します。</p> <p>対象者 平成23年9月1日以前に県単融資制度の資金を借入れた方で、台風12号による被害を受けた中小企業</p> <p>緩和措置 貸付期間の延長 6か月以内 元本の償還猶予 6か月以内</p> <p>実施期間 平成23年9月9日～平成24年1月末</p>	農水商工部 金融経営室	059-224-2447